

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程

第1章 総則

（目的）

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定制度（以下、「本制度」という。）は、個人や家族、集団、コミュニティの様々な健康課題を解決するために、地域社会を基盤にして、自律的に、また他職種と連携・協働しながら、卓越した看護実践を提供できるナースプラクティショナーを社会に送り出すことにより、全ての年代の人々が尊厳を保ちながら健康で安寧な生活が送れるように支援し、併せて保健医療福祉の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第2条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程（以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。）により JANPU-NP の資格を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの定義および役割

（定義）

第3条 JANPU-NP とは、本会が認定するナースプラクティショナー教育課程を修了し、本会の JANPU-NP 資格認定審査に合格し、保健医療福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する個人や家族、集団、コミュニティに対してケアとキユアを統合し、一定の範囲で自律的に、治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した看護を提供することが認められた高度実践看護師をいう。

（役割）

第4条 JANPU-NP は、次の各号の役割を果たす。

- （1）専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキユアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- （2）専門看護分野において、医師等への照会の必要性を的確に判断して、医師や他職種との連携を緊密にとるとともに、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（コンサルテーション）。
- （3）専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う（調整）。
- （4）専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

- (5) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- (6) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの専門看護分野

（専門看護分野の特定）

第5条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて、本会の高度実践看護師教育課程認定委員会が、専門看護分野の教育課程の特定について審議し、理事会の議を経て総会の承認を受けた分野とする。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格を認定する委員会

（委員会の設置）

第6条 JANPU-NP の資格認定に係る事業を実施するために、理事会の下に JANPU-NP 資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という。）を設置する。

（権限）

第7条 資格認定委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、JANPU-NP の認定に関する事項について審議し、必要事項について定めることができる。

（審議事項）

第8条 資格認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 本制度の実施及び改善等に関すること
- (2) JANPU-NP の専門看護分野の特定に関すること
- (3) JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の審査に関すること
- (4) JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の実施に関すること

（委員の選定）

第9条 資格認定委員会の委員は、理事会において選定し、代表理事が委嘱する。

（構成と運営）

第10条 資格認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第11条 JANPU-NPの資格認定審査を受験する者（以下、「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）
 - ア 本会のナースプラクティショナー教育課程基準を満たし、認定を受けた大学院において所定の単位を取得した者
 - イ 国内外においてアと同等以上の教育を受けたと認められる者
- (3) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有していること。

第3節 審査及び認定

（審査申請）

第12条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

（審査方法）

第13条 審査は、資格認定委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

（認定）

第14条 資格認定委員会は、審査結果に基づき JANPU-NP の認定を行い、その結果を理事会に報告する。

（認定証等交付）

第15条 代表理事は、資格認定委員会による JANPU-NP の資格認定を受けて資格認定証の交付を申請した者に対して、JANPU-NP 資格認定証等を交付する。

- 2 本会は、前項の資格認定証等を交付した者を JANPU-NP 名簿に登録する。
- 3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会ホームページで公表する。
- 4 JANPU-NP の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第21条の規定によって、JANPU-NP がその資格を喪失した時は、資格を喪失した日に失効するものとする。

第5章 認定の更新

（更新制）

第16条 本会は、JANPU-NP の看護実践能力の維持・向上のための資格認定の更新制を実施する。

第17条 JANPU-NP は、資格認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

(更新申請要件)

第18条 JANPU-NPの資格認定更新を申請する者(以下、「更新申請者」という。)は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、JANPU-NPであること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(更新審査申請)

第19条 更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第6章 資格の喪失及び処分

(資格の喪失)

第20条 JANPU-NPは、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格認定委員会の決議により、JANPU-NPの資格を喪失する。

- (1) JANPU-NPの資格を辞退もしくは返上したとき
- (2) JANPU-NPの資格認定を更新しなかったとき
- (3) 第19条に定める資格認定更新要件を満たしていないと資格認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を返上または取り消されたとき

(処分)

第21条 JANPU-NPとしてふさわしくない行為があった時は、資格認定委員会と理事会の審議を経て、代表理事がJANPU-NPの認定を取り消すなど必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第7章 再認定

(再認定の申請)

第22条 第21条に基づく資格喪失後に再びJANPU-NPの資格認定を申請する者(以下、「再認定申請者」という。)は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(再認定審査申請)

第23条 再認定申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第8章 規程の変更及び見直し

(規程の変更)

第24条 この規程は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

(規程の見直し)

第25条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第9章 補則

第26条 この規定を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

- 1 この規程は、2019年3月22日から施行する。
- 2 この規程は、2023年1月20日から施行する。